

副本

平成26年(行ウ)第256号 懲戒処分取消等請求事件

原告 阿部 宣 男

被告 板 橋 区

処分行政庁 板 橋 区 長

準備書面(6)

平成27年11月5日

東京地方裁判所民事第36部合B1係 御中

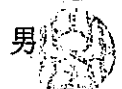
被告指定代理人

篠 岡 祐



同

山 田 幸 男



同

吉 岡 利 倫



同

新 沼 正 良



同

阿 部 孝 敬



同

中 澤 達 也



同

齊 藤 一 徳



同

相 原 智 枝 美



1 主張の撤回について

今般、ホテル施設においてハチが飼育されていたことについて調査したところ、ハチの飼育を被告の業務とするとの適式な意思決定は存在しないものの、被告はその業務としてこれを行っていたと評価されてもやむを得ない事実のあることが判明したので、被告は、ハチの飼育は被告の業務でないとの従前の主張は、これを撤回する。

2 処分の適法性について

上記1の主張の一部撤回によっても、本件免職処分の適法性はいささかも減殺されることはない。

なぜなら、本件免職処分の（ハチの飼育に関連する）処分理由は、上司の判断も仰がず、所定の意思決定も経ずに、

- ① 平成21年7月1日付けでイノリー企画との間でハチの飼育等に関する「業務提携契約書」（甲第33号証）を締結したこと、
- ② 平成23年4月1日付けでイノリー企画及び財団法人能登町ふれあい公社との間で、ハチの「売買契約書及び秘密保守契約書」（甲第30号証）を締結したこと
- ③ ホテル施設においてイノリー企画関係者のハチの飼育を認めるなどの便宜を図ったこと
- ④ ①及び②の各契約に関するハチの生態確認作業を行ったこと

であるところ（甲第2号証の「処分理由」参照）、上記1の主張の一部撤回によっても、①ないし④の各行為につき、原告が上司に判断を仰がず、所定の意思決定を経ることなく、さらには原告にはその権限がなかったことに変わりがなく、非違行為該当性に影響を及ぼさないからである。

ハチの飼育が被告の業務の一環であると原告が認識し、行動していたことには相応の理由があるとしても、上記①ないし④の各行為は、それによって正当化されるものではない。

とりわけ、上記②ないし④の各行為は、能登町へのハチに関する協力的行為が被告の分掌業務でないことがより一層明確となった、「板橋区・能登町エコポリス協定」締結を断った後（平成 22 年 1 月頃）でなされている点で、恣に振る舞っている非行性は高いといわざるを得ない。

以上